

日清戦争開戦前後の帝国陸海軍の情勢判断と情報活動

五十嵐 憲一郎

はじめに

朝鮮を巡る日清の紛争は明治初年から始まり、明治八年の江華島事件、明治十五年の壬午事変、明治十七年の甲申事変等が生起しているが、明治二十七年に至り金玉均等謀殺事件及び清国の朝鮮出兵を契機として日清間の緊張は高まり、ついに日清開戦を迎えることとなつた。

この時帝国陸海軍には早期から何らかの「大作戦」が存在した可能性があり、これを示唆するものは六月五日に早くも見られてゐる。この日大本営が設立されたが、参謀総長口奏の中に「但帝國全陸海軍ヲ動員スルニ至ル迄ハ」と動員拡大の可能性が既に意識されていることと、「大作戦上ノ計画及其統御ヲ敏活ナラシメサレハ機ヲ失スルノ虞アルヲ以テ」とあり（¹）、「大作戦」と呼称される何らかの作戦計画の立案または存在が示唆されている。また、八月十五日付軍令部長訓令中に「七月二十三日佐世保ニ於テ本官

ヨリ渡シタル作戦ノ大方針ハ大本営カラ下附サレタルモノト心得ヘシ」（²）とあり、さらには、七月三十日に参謀総長から「参命第四十六号作戦の大方針に関する訓令」が第五師団長宛発信されているが、「作戦の大方針」には「作戦上ノ関係ヲ清韓二國ニ有スル場合」の甲號と、「作戦上清露両國ニ對シ規定スル」乙號の少なくとも二種類が存在していた（³）。さらに、甲號、乙號とともに公式戦史には記載されていない「陸軍ハ飽クマデ朝鮮半島ヲ占領ス」ことが明記されており、これが作戦の第一義であつた可能性がある。なお、日清戦争は、日本にとって初の本格的対外戦争であつたばかりでなく、開戦にあたり英、米、仏、獨、露等関係各国に対しては清国に対する開戦を通告し、国内に対しても宣戦詔勅を発した「法的形式」を整えた戦争として、大日本帝国が日清、日露、第一次大戦及び大東亜戦争の計四回実施した宣戦布告（宣戦通告と宣戦詔勅）の最初の事例である。

本稿においては、これらを踏まえて開戦の実情及び情勢判断等について考察を試みようとするものである。

一 開戦と情勢判断

(一) 開戦直前・直後の状況

明治二十七年五月朝鮮に東学党の乱が蜂起し、朝鮮は独力で鎮圧できず在京城清国公使袁世凱の画策により朝鮮国王の名で清国に対し派兵を要請し、これを受けた李鴻章は葉志超、聶士成に兵員三營を率いさせ朝鮮派兵を実施した。

清国軍は六月四日の李鴻章の派兵命令により威海衛の兵營を出发、六日には乗船を完了し、六月八日牙山に上陸したが、我が国に対する行文知照は六月六日付文書で六月七日に外務省に提出された。これは、行文知照は本来出兵前に行う建前であるために、六月六日付の異なる文書が提出されたものと推定される。

これに対抗して我国も同日、行文知照し、出兵したことから、日清両軍が朝鮮半島に駐在することとなり、以後、朝鮮の独立問題、行政改革問題、日清両軍の撤兵問題をめぐり日清間の交渉は紛糾し、七月二十五日の豊島沖海戦を契機として日清開戦に至つたものである。

この出兵にかかる情勢判断は、過去の経験に鑑み、朝鮮半島に対する輸送所要日数の差を埋め合わせるために、一個混成旅団八〇〇〇名という比較的大兵力を派兵する必要があるというもの

であったが、陸軍は当初からそれ以上の大兵力の動員を考えていた模様である。

(二) 開戦の実情

ア 開戦の実情に関する記述

日清両国の開戦が豊島沖海戦であったことは従来の研究から明らかであるが、これに関する公式戦史及び各種研究の記述について概観してみる。

日清戦争に関する我国の公式戦史には二種類が存在し、その一方のものは、明治四十年五月十三日に時の参謀総長奥保鞏大将から明治天皇に奉呈された「明治廿七八年日清戦史」⁽⁴⁾である。

同戦史では豊島沖海戦の状況が「：午前七時五十二分兩艦隊三千米突ノ距離ニ近ツクヤ清艦濟遠ハ突然我吉野ニ向テ發火シタリ因テ坪井少将ハ諸艦ニ戰鬪ヲ令シ兩艦隊熾ニ砲撃ヲ交ヘ：」⁽⁵⁾と述べられ、清国艦艇による先制攻撃が主張されている。

ところが、もう一方の我国公式戦史である軍令部戦史には「：七時五十二分三千米突ノ距離ニ達スルヤ彼我遂ニ開戦シ敵弾屢々旗艦吉野ノ首尾ヲ摩擦シテ海面ヲ擊チ：」⁽⁶⁾と記述され、公式戦史のなかでも微妙な記述の食い違いがみられ、さらに「前七時五二分第一遊撃隊敵艦濟遠及廣乙ニ對シテ發砲シ敵モ亦之ニ應ス」⁽⁷⁾という記載もみられる。

参謀本部編纂戦史と軍令部戦史とでは記述が趣を異にしているわけである。

これに対し、従来の研究の一部はこれら公式戦史に対する批判、疑問を呈しており、信夫清三郎、田保橋潔、中塚明、藤村道生等は、日本側による積極開戦を主張し、かつ、日本側からの先制攻撃開始を主張しているが、これら各氏の著作には確たる証拠となる文献の提示等は見当らない。例えば、信夫清三郎は『増補日清戦争』において、先制攻撃側についての断定は避けてはいるものの、あたかも日本側から先制攻撃を実施したことく感じられる表現をとっている⁽⁸⁾が、同書が記述のよりどころとしている『戰抱餘薰・懷録舊第一輯増補　日清戦役の卷』⁽⁹⁾に収められている

当時常備艦隊参謀であった釜屋忠道中将の講話部分を参照すれば、信夫氏が述べているような状況とは言いがたい論述であると同時に、先制攻撃側についての言明を避けている。つまり、信夫説には豊島沖海戦が日本側からの開戦であつたとするに足る有効な史料の裏付けは無い。

中塚明は著書『日清戦争の研究』で「日本側第一遊撃隊司令官坪井少将は、まず水路の狭小を避けるため、広い海面に清国軍艦を誘致して、距離三〇〇〇メートルにおよんで発砲、戦闘を開始した」⁽¹⁰⁾と述べているが、公式戦史の記述が事実と異なると主張するに足る根拠史料の提示はない。

林樂知著『中東戦紀本末』⁽¹¹⁾、王芸生著『日支外交六十年史 第二卷』⁽¹²⁾等の清国側の主張をそのまま是認した「戦史書」の類では、従前から日本側による開戦を主張していたが、清国海軍の艦

艇が陸軍兵を搭載した輸送船を護衛する任務で行動していた事実からすると、当然、日本海軍との出会いは予期すべきものであり、「奇襲攻撃」であつたとするような状況下ではないことは明らかである。

一方、公式戦史寄りの立場で論じている研究も多いことは事実である。岡義武は、その著書『明治政治史II』で「さらに朝鮮に大兵を出し、また朝鮮沿岸においてわが軍艦を攻撃するにいたつた。」⁽¹³⁾と述べ公式戦史の記述を支持している。

イ　開戦の実情

開戦の実情に関する今回の研究の結論は、「豊島沖海戦は、明確な攻撃命令と有効な動態情報とを受領した常備艦隊司令官坪井航三少将直率の第一遊撃隊による先制攻撃により開始された」というものである。

（ア）攻撃命令

豊島沖海戦偶発説及び清国側開戦説に疑問を呈する理由は、当時連合艦隊に与えられていた七月十九日付大本営命令の内容である。

「連合艦隊司令長官海軍中将伊東祐享ニ與フル命令」（防衛研究所蔵　日清戦役十五　自明治二十七年六月　至同二十八年六月　命令訓令　大本営副官部）は七月十九日に発令され、翌二十日前一時三十分佐世保停泊中の艦隊に着信した。

一 其官ハ聯合艦隊ヲ率ヒテ朝鮮国西岸ノ海面ヲ制シ豊島若ク
ハ安眠島附近便宜ノ地ニ假根拠地占領スヘシ

一 清國更ニ兵員ヲ朝鮮國ニ増遣スルニ至レハ彼レ我レニ敵意
ヲ表スルモノト認ム故ニ清國艦隊及運送船ヲ破碎スヘシ
明治二十七年七月十九日 大本營

一

この命令の第二項は堅確な攻撃命令を与えており、しかも、大本營は命令・訓令に対する受領報告をさせているばかりでなく、「樺山軍令部長ト面会後出港スヘシ」と軍令部長と面会後の出撃を併せて命令しており、これはいかに中央意志の確達を図るにしても尋常一樣のことではない。

軍令部長樺山資紀中将は、七月十九日東京を出発し、横浜・神戸を経由して海路佐世保に到着したのは七月二十二日夕刻であつた。到着と同時に艦隊主要幹部との会議に臨み必要な命令・訓令等の伝達、企図の確認等が行われた模様である。

(イ) 指揮官

当時最新鋭の第一遊撃隊を率いて朝鮮半島沿岸に向けて本隊に先行したのは常備艦隊司令官坪井航三少将であった。当時の帝国海軍にあって、舞鶴出身の伊藤海軍次官及び佐賀出身の中牟田倉之助前軍令部長と並んで数少ない薩摩閥以外の提督であつた坪井航三少将は長州閥の人物である。

著作・記録ともに殆ど残っていないこの提督は、明治初期から

中期にかけて数少ない生粋の海軍軍人であった。坪井は若くして下関砲撃事件（一八六四年九月五日～八日）を目撃し近代海軍の威力というものをまさしく肌で感じたようである。これに刺激されたのか同年長州海軍に入隊し、明治維新までに長州藩軍艦五隻で勤務し、戊辰戦争では内海における輸送業務に従事した戦歴を有している。

明治三年新設の帝国海軍に大尉として入隊し、長州藩校で英語と航海術を修学していたことを買われたのか、同年米国極東艦隊旗艦 COLORADO 号で実習し同艦隊司令官の RADM JOHN RODGERS の指導を受けたことが坪井の帝国海軍経歴の始めである。一八七一年から七四年の間、コロンビア大学に留学を命ぜられ、帰国後明治二十年までに数艦の艦長等を歴任する等海上勤務経験豊かな人物であった。以後、日清戦争直前まで陸上部隊指揮官を歴任したが、日清開戦直前に山本権兵衛大佐の推薦により、坪井にとつて「ただ何となく虫の好かぬ」伊東長官の下に常備艦隊司令官として補任されたわけである。明治三十一年横須賀鎮守府長官在勤中「癌」で死去するまで勇猛を以つて知られると同時に冷静・的確な判断力を備え、かつ、威海衛偵察等の際には作戦命令に示された「当分ノ間」といった曖昧な作戦期間の指示に対しても伊東長官の企図を確認する手続きを取る等¹⁴⁾、やや理屈っぽいが命令には正確に応えようとする性格であったようである。

このような人物が命令に示された物的目標を前にして清国側か

ら攻撃されるまで先制攻撃を実施しなかつたとは考えにくい。

(ウ) 開戦に関する指揮官の報告と山本権兵衛

「艦隊司令長官及司令官之報告」に次の報告文書がある⁽¹⁵⁾。や
や長文ではあるが、この史料は管見する限り初めて引用されるの
で全文を次に示す。

艦報一 (11) 甲 廿七年七月二十五日 坪井常備艦隊司令官
連合艦隊出征第二回報告

本日午前四時半安眠島沖ナル 「ベーカー」 島付近ニ至ル軍艦
八重山及武藏ヲ見サルニ付豊島付近ニ向テ探索セント欲シ進
航セシニ午前六時半頃仁川ノ方ヨリ遙カニ軍艦二隻ノ来ルヲ
認ム或ハ敵艦ナルヤモ計リカタキニ付警戒ノ信号ヲ為セリ相
近ツクコト殆ント五千「メートル」 許ニシテ清艦済遠廣乙ナ
ルヲ確認セリ然ルニ我ニ対シ礼砲ヲモ発セズ戰闘準備ノ景況
ナルニ依テ直ニ戰闘ノ信号ヲ為シ又続テ適當ノ距離ニ至レバ
発砲スヘキノ命令ヲ下セリ午前七時五分敵艦ト相近ツク殆ト
三千「メートル」 許リニシテ我ヨリ発砲ヲ始ム彼レ亦直ニ之ニ
応シテ我艦ヲ砲撃ス於是互ニ烈敷砲撃スルコト凡一時二十分
間敵ノ北クルヲ追ヒ砲撃セシニ一ハ直隸海湾ニ向ヒテ逃走シ
一ハ速力著シク減シテ牙山ノ方ナル浅所ニ逃走セリ其間又忽
チ冲合ヨリ二隻ノ汽船來ルニ逢フ次第ニ近ツキ見レハ一ハ清
艦操江号ニシテ一ハ英國商船旗ヲ揚ケタル支邦兵ノ運送船ナ

リ
浪速艦長ノ信号ニ曰ク敵艦降伏止マレ碇泊セヨト命セリ云々^リ
本官浪速ニ令シテ曰ク汝ハ降伏セル敵船ヲ伴ヒ根拠地ニ至リ
司令長官ニ報告スヘシ我秋津洲ト共ニ北クル敵艦ヲ追撃スト
是ヨリ沖合ニ逃走セル済遠操江ヲ追ヒシニ秋津洲ノ速力足ラ
サル以テ軍艦吉野ハ単独済遠ヲ追ヒ午后一時頃ニ至リ稍ク三
千「メートル」 内外ノ巨離追及スルヲ得テ復タ之ヲ砲撃ス然ル
ニ彼レハ浅海ニ走リシヲ以テ之ヲ追フノ不利ナルヲ以テ軍艦
吉野ハ針路ヲ轉シ秋津洲ニ会合スルコトト為セリ
稍ヤク近ツキ見レハ秋津洲ハ既ニ操江ヲ捕獲シ該艦牆頭ニ我
軍艦旗ヲ翻スヲ見タリ

秋津洲艦長ノ信号ニ曰ク敵艦降伏其艦長我艦に在リ該艦ハ我
兵員之ヲ運転シ其武器ハ相當ノ処置ヲ為セリ又曰ク操江艦長
ノ言ニ依レハ支邦軍艦ハ大同江ニアラス仁川ニハ揚威牙山ニ
ハ鎮海アルノミト

本官之ニ令シテ曰ク汝ハ「ホーセル」 ヲ以テ操江ヲ曳キ我根
拠地ニ来ルヘシ本艦ハ吳ニ行クト

ベーカー付近ニ向テ航行するコト凡二時間許ニシテ午后三時
半頃豊島沖水平線間ニ四隻ノ煤烟ヲ認ム次第ニ近ツクニ從ヒ
船体白キヲ以テ我軍艦ナルヲ推想セリ梢ヤク近ツキ見レ①果
シテ我八重山大島浪速武藏ナリキ八重山ヲ本艦ニ近ツケ仁川
ノ実況ヲ問フ答テ曰ク仁川無事牙山昨朝マテ軍艦三隻運送船

一隻碇泊セリ

陸軍ハ本日牙山支邦兵に向ヒ出立ノ事ニ決セリ本官ハ八重山ニ令シテ曰ク速カニ根拠地ニ向テ司令長官ニ報告セヨト

浪速近ツキ来ル該艦長報告ニ曰ク

降伏ノ運送船ハ命令ヲ拒ミシニヨリ打チ沈ム但シ船長外英人二名ヲ救フ

運送船五隻大同江或ハ義州ニ向ヒ二十一日太沽ヲ出テタリ牙山ニ向フ兵五千二百人敵艦隊ハ威海衛ニアリ浪速ニ令シテ曰ク汝ハ秋津洲ト共ニ根拠地ニ來レ我レ先キニ行ク
午後九時根拠地に來着ス

右及報告候也

廿七年七月二十五日午后九時

伊東常備艦隊司令長官 殿

(花押)

朝鮮群山沖ニ於テ

これは公式戦史の記述とは大きく異なるが、重要な相違点は次のとおりである。

- ① 清国側からの攻撃が認められない時点で既に砲戦の開始が令されていること。
- ② 七時五分が交戦開始としていること（公式戦史では七時五十二分）。
- ③ 日本側からの先制攻撃を明記している。

この海戦の模様は、直接戦闘には参加しなかつたが、伊東連合艦隊司令長官から八重山艦長に委託して参謀総長に報告されてい
る。これは、二十八日午前八時四十五分佐世保局から発信され、午後三時十五分陸軍省電信取扱局で第四十一号電として受信された三八八文字からなる暗号電報であつた⁽¹⁶⁾。
この電報を見た山本は、その場で「此電文ノ字句ハ不徹底ナレバ宜シク補修シテ之ヲ配布スヘシトテ大佐ハ自ラ筆ヲ執テ彼ハ戦闘準備ヲ為シノ下ニ済遠ハ我艦隊ノ側ヲ通過シ後尾ニ出テ水雷ヲ放テ我ヲ襲撃セシニ由リ我ハ之ニ応シテ砲火ヲ開キタルノ旨趣ヲ明確ニシ西郷大臣ノ閲覽ヲ経テ此訂正電報写ヲ夫々発送セシメタリト云フ」⁽¹⁷⁾と電文を修正したとされているが、軍令部戦史の戦闘状況の項には清国艦艇による魚雷発射の件は記述されておらず砲戦により戦闘が開始されたよう表現されている⁽¹⁸⁾。
おそらくは焼却等の保全措置が厳重に実施されたためと思われるが、管見する限り山本に配布された当該受信紙・訳文、補修後の電文原紙とともに発見されていない。

このことは、海軍大臣訓令及び外務大臣から在京清国公使にあてた文書写からも推察でき⁽¹⁹⁾、西郷海軍大臣から伊東司令長官にあてた訓令には「清国特命全権公使ヨリ該國公使館撤去ノ旨通知有之外務大臣ヨリ別紙ノ通り回答相成候抑去ル七月二十五日ノ戦闘ハ先ツ彼ヨリ戦端を開キ我ニ応戦シタルモノトシテ政府ハ終始其方針ヲ貫徹セラルヘク『先ツ彼レヨリ戦端ヲ開キタリ』ト云フハ至大至重ノ事ニ付此趣意ヲ奉戴シ終始変セサル様深ク注意ス

ヘシ」⁽²⁰⁾となつてゐる。この訓令には、明瞭に日本側からの攻撃を認めながらも対外的にはあくまで受動的開戦であつたように主張する意図が現れている。

また、この文書には、陸奥外務大臣から伊藤總理大臣に対し案（「貴國軍艦ヨリ首トシテ先ツ帝国軍艦ニ向ケテ戦端ヲ開カレタルモノニシテ」）のとおり清国公使に回答しようとする協議または請訓文書の写が添付されていた。

（三）戦時認識

開戦の実情に関する陸海軍の認識について概観してみたい。

戦時開始の決定は内閣總理大臣の専権事項とされ、日清戦争に関する開戦日は明治二十七年五月二十七日とされている。これは内閣批一七号に示され、伊藤總理大臣が「実際に戦の成立した日」を戦時開始日と決定しているためである。

しかし、西郷海軍大臣は閣議に請議案を出し、「軍令ニ依リ各軍艦戦備ヲ為シ戦闘編隊ヲ以テ佐世保軍港ヲ出發セシ日即チ七月二十三日ヲ以テ戦時ノ始期トスルヲ至当ト存候得共重要ノ件ナルヲ以テ商議ヲ請フ」⁽²¹⁾と述べている。

これは、帝国海軍では大本営命令を受領して佐世保を出港した時にすでに戦闘行動を開始したという認識があつたことを示すものとして重要である。

この戦時開始日にに関する政府部内の論議等に関する詳細な史料については管見する限り見当らないが、防衛研究所蔵『明治二十

七八年戦時書類 二十七年戦時書類 一』に、この点に関する文書数点が綴られている。これを概観すれば、八月中・下旬に陸軍省と海軍省との間に戦時開始日について何らかの協議が進行していた模様であり、その他にも政府当局者間において論争と折衝が行われていたようである。

これは当初陸軍大臣から平時戦時の区分を明確化するよう請議案が提出され、海軍は陸軍より若干遅れて九月一日に請議案を出している。海軍軍紙に書かれたこの案は、当初、日付が八月十一日（または二十一日）であつたものを九月一日に訂正して海軍大臣名で発簡されていることから、何らかの事情で海軍の請議案提出が遅れたものであろう。

この海軍の主張には国際法的に見て十分論拠のあるものでもあつた。陸大において国際法を講義し、参謀本部においても国際法の諮問に応じ、大山巖第二軍司令官の法律顧問として日清戦役の現場にも立つた有賀長雄は『日清戦役國際法論全』で「清國力我レヨリ申込ミタル最後ノ談判ヲ拒絶シタルニ依リ日本ヨリ更ニ北京ノ朝廷ニ向テ今後ハ日本单独ニテ朝鮮改革ノ事ニ従フヘシ就テハ之カ為ニ如何ナル結果ヲ生ストモ其ノ責ノ帰スル所一二清国政府ニ在ルヘシト申送リタル時ヲ以テ日清両国ノ間ニ於ケル平和ノ関係ノ破レタル時ト為スヘキナリ、而シテ敵抗ハ清國力兵員ヲ派出シタルニ因リ日本ヨリモ之ニ応ヅル為ニ戰艦ヲ派出シタルノ

日即チ七月二十三日ヲ以テ始マリタリ、是レ高陞号轟沈ニ先タツ

数日ノ事ナリ」としており⁽²²⁾、海軍がこの時点での戦時開始に関する明快に法的にも合理性の高い主張をしていたことがうかがえる。

これに対し、当時の有賀と並んで国際法学者の双璧と称された高橋作衛は、その著書『戦時國際法理先例論』⁽²³⁾及び『戦時國際法要論』⁽²⁴⁾等において七月二十三日戦時開始説に反対所見を述べて「要スルニ七月二十三日ニ於テ實戰ヲ見サルニモ拘ハラス之ヲ開

戦期トスルハ少ク妥當ヲ欠クニ似タリ」と、政府案の論拠とともにるべき内容を述べている。

結果的に政府は陸海軍の主張に対して同意せず、「批第十号明治二十七年九月一日官房第二四一七号 明治二十七年九月十日」の訓令⁽²⁵⁾となり戦時開始日にについて決着がつけられた。これに見られるように、政府と陸海軍との間に判断・主張の食い違いがあつたことも事実であるが、いずれも妥当な線を主張していたことは評価されねばなるまい。

二 清国の朝鮮出兵に対する情報と情勢判断

六月二日、清国に対する朝鮮の派兵要請が到着したという情報を受けて、閣議は動きだし、陸海軍も対応を開始し、情報収集準備を行う等大鳥公使出発以前に戦備措置が開始されている。

(一) 陸軍の情勢判断

三日に陸軍大臣官舎において陸軍の一部将校による会議が行われていた模様であり、正確な出席者の名簿は発見できていないが、

この時既に第十一及び第二十一聯隊の補充計画、第二次輸送と第五師団動員計画、郵便及び兵站にかかる人事等が議決されていたのみならず、熾仁親王總裁案も織り込まれていた⁽²⁶⁾。この会議にはおそらく参謀本部、陸軍省の主要職員が名を連ねていたと推定できる記述が残っており、翌四日には参謀総長臨席の下、再び会議が開催されたようである。

また、四日には大本營の設置、第五師團の一部に対する動員命令、海軍の出師準備予令等あわただしい動きがあつた。参謀本部では清国の出兵状況の実体が把握できず、先任副官大生定孝大佐から「何ニモ分カラヌカ日々報告ヲ待ツ」旨の電報二通が天津駐在神尾光臣少佐宛に発信されており、清国出兵の確定情報が得られない参謀本部の苛立ちを感じさせる。

陸軍は、清国派兵の確定情報を入手することを前提に動員を計画していたものと推定されるが、この状況下において参謀東條英教少佐を第五師團へ使者として出発させており、訓令が確定していない段階での使者派遣を併せて考えると、野津道貫第五師團長等には、この会議の内容が何らかの名目で伝達されていた可能性が高い。つまり陸軍の一部は、早くも開戦の可能性大と認識していたのではないかということである。

陸軍が朝鮮出兵から開戦に至る間に「開戦の可否」について判断した史料は管見の限り見当たらない。これは、陸軍としてはかなり長期的に對清国情勢については分析が進んでおり、「隣邦兵

備略」等に代表されるように清国軍の弱点は把握していた。また、開戦前年の川上操六による視察等により自信を深めていた可能性が高いためと考えられる。情報分析も各個撃破を目指した清国軍に関する動態が中心で、陸軍の対清決戦動向・準備そのものに変化は認められず、唯一示した情勢判断は清国の出兵が確実なものか否かを判断することであった。

参謀次長川上操六は、伊地知幸介中佐、田村怡興造、柴五郎大尉及び坂田巖三主計を伴い同二十六年四月九日東京発、朝鮮、清國を視察し七月四日神戸に帰着した。

この間、朝鮮、清国各地を巡視し、袁世凱、李鴻章、大院君、朝鮮国王等と会談し、日清貿易研究所の卒業式にも参列した模様である⁽²⁷⁾。川上は上海で林權助総領事に「おい林、安心してよいぞ。支那と何か事が起こつたら、やつづけるおらの目途がついた」⁽²⁸⁾と述べたほか、帰国後、中田敬義等にも清国軍の腐敗、また対清勝利に自信を漏らしていた⁽²⁹⁾。

(二) 海軍の情勢判断

まず、戦備・出師準備の側面から見れば、帝国海軍は六月初旬から「七月下旬ならでは」の状況であり、出師準備が概成する豊島沖海戦の時期まで待たねば開戦は不可能であると判断していた。このことは六月十一日及び十六日の海軍大臣訓令からも読みとれ、特に、十六日訓令は端的にこれを表している。こうして六月二十

四日に至り、西郷海軍大臣は「将来に於ける大体の方針と希望」

を艦隊に示し、交戦距離、衝突戦術の採用不可、等の詳細な戦術論までも述べている。

海軍としてはこの時期に七月下旬の開戦を覚悟していた可能性が高いと思われるが、海軍は戦力的に見て西欧列強、特に英國、ロシアの武力干渉の可能性を排除する必要があり、七月十四日、はじめて「我より先んずることあるべし」という決意が訓令に表明されている。

なお、この訓令は七月十日にロシア駐在西公使からの報告により「ロシアによる武力干渉の恐れが当面無くなつた」という政府の判断、七月十二日の対清国第一次絶交文書閣議決定、十四日の同文書清国交付と連動している。西郷海軍大臣は伊東司令長官へ「貴官へ總理大臣ヨリノ訓令ハ吉野ヨリ派遣ノ伊集院少佐ヨリ受取ラルヘシ又我陸兵ト支邦兵トノ間ニ行違起リタリトモ其事実ヲ判明セス誤解ノタメ開戦セザル様注意サレ常ニ支邦軍艦ノ氣動ニ尤モ注意サシ不意ニ彼ノ襲撃ヲ受ケサルコトニ意ヲ止メラレ若シ彼ヨリ不意ニ事ヲ起コスモ能ク遅レヲラザルノ覺悟ナカルベカラズ若シ我ヨリ開戦ヲ要スル場合ニオイテモ止ムナキ場合ノ外ハ我公使ノ通知ヲ得テ其事実ヲ明カニシ正當ナル理由ニ依テ着手サレンコトヲ望ム」と十一日に訓令し⁽³⁰⁾、慎重な姿勢で事態に対処する必要を強調した。

十二日に横鎮長官は「英國軍艦相續テ横濱ニ入港彼レ艦隊集合ノ意向料ル可カラス若シ清國トノ變生スルニ英清聯合スルカ如キ

アラハ作戦上変更ヲ」⁽³¹⁾と報告・進言している。これから見ると、すでに何等かの海軍作戦が存在し、英國は参戦しない前提の上で、英清連合を疑う慎重さが海軍部内にあつたことを示すもので西郷の姿勢と軌を一にしている。

六月十六日海軍大臣は艦隊の佐世保集合を命じ、十八日には艦隊條例が改正された。

改正の目的は、遠征艦隊の編成、戦備概成時期の判断、艦隊の追加編成方針に対応するためであり⁽³²⁾、これは陸奥外相からの「軍艦のハワイ派遣不要」という文書を受けた形で西郷海軍大臣からハワイ派遣艦に帰国命令が出されたことと併せて、政府及び海軍が対清対策に一本化したことを示すものとして注目しておかなければならぬ。ここでは「遠征ノ為メニ艦隊ヲ編成シ以テ敵ノ最モ強大ナル艦隊ニ衝當シ一時ニ勝ヲ決セントスルニアリ」及び「我艦隊ハ七月末ナラデハ軍艦集合ノ都合ヨリ其希望ヲ達スル能ハス」という部分が海軍の立場を端的に表している。

六月二十四日西郷海軍大臣は「特別訓令秘第一」⁽³³⁾を伊東長官に発令した。

この特別訓令は「朝鮮ニ関スル事情日ニ切迫ノ傾アリ：」で始まり、朝鮮情勢の経緯、海軍戦備・出師準備の状況、作戦企図、清國軍の状況、戦術上の留意事項を含む詳細な戦略であつた。特に、第二項で「海軍ハ我人民保護及通報ノ為メニ三ノ迅速ナル軍艦ヲ仁川ニ留メ他ハ一ト先ツ朝鮮ノ南岸ニ退キ佐世保ヲ策源地ト

ナシ對州五島釜山巨文島濟州島ノ近海ヲ扼シ以テ本国ト釜山ノ航路ヲ守護シ敵ノ艦隊ヲ此地ニ導キ水雷艇隊ト相待テ敵ヲ邀撃ス可キ決心ヲナシ七月下旬橋立高千穂扶桑等ノ準備スルヲ待テ大作戦ノ定ムル所ニ從ヒ敵ノ根拠地ヲ衝キ以テ敵ノ海軍ヲ破壊スルノ策ヲ取ルベシ」として六月時点に於ける海軍戦略を集成すると同時に、外交状況即ち列国の動向を監視しつつ兵力整備が完成する七月下旬まで「艦隊ヲ佐世保ニ集合シタルハ軍畧ニ出ツ命令アルマテ艦隊ヲ離散セシム可カラス」と、ひたすら偶發的な交戦を避け艦隊を温存する意志が明確に表されている。なお、高橋秀直は『日清戦争への道』で、この訓令「六の二項」の述べられている衝突を交戦という意味で捉え、日本海軍が定遠鎮遠を極めて恐れていたとしているが⁽³⁴⁾、これは誤解であり、西郷は衝角戦術を避けようとしているにすぎない。

六月下旬、海軍の恐れていたロシアによる干渉が生起し、七月二日に政府はヒトロヴォ駐日露公使に撤兵勧告拒否を通告したが、事態は深刻であった。この事態に對処するため西郷海軍大臣は「清國トノ関係切迫シ露國モ亦朝鮮ニ干涉ヲ始メタリ此際清露両国ノ艦隊ノ挙動ニ付テ尤モ警戒注意スベシ委細書面」を各司令長官に命じ、さらに、「書面喩示秘号外ノ」を各鎮守府司令長官宛に、「秘号外ノニ」を伊東艦隊司令長官宛に下達した⁽³⁵⁾。

この中で西郷は「清露両国ノ海軍ニ対シ最モ周密ナル注意ト警戒ヲ怠ルヘカラサルコトヲ諭示ス」とし、さらに外交状況を含む

詳細な情勢判断を附記したうえで「且ツ事既ニ爰ニ到リテハ最早清露両国ノ海軍互ニ氣脈ヲ通シ又ハ連合ス可キハ明カナルモノニシテ随テ我海軍ハ此連合軍策中ニ陷ラサルコトニ注意シ応急此連合軍ニ当ル可キ決心ヲ為シ置クハ警戒上寸刻モ怠ルヘカラザルモノナリ」と開戦態様が対清露連合軍の可能性が高いという判断を示した。

しかし、七月十日西駐露公使からのロシアが日本の撤兵拒否回答を容認する旨の報告が着信し、ロシアによる武力干渉の可能性が当面無くなつたことが判明し、十三日には駐日ロシア公使から陸奥外相に日本の撤兵勧告拒否を受諾する旨の通告により、いわば確認が取れた状況となつた。

ここで情勢判断は一変し、翌十四日西郷海軍大臣は伊東連合艦隊司令長官に外交情報を附加した輸達を発し開戦が切迫していること及び状況によつては日本側からの開戦があり得ることを示唆して「露国干渉事件ハ殆ント其体面ヲ一変シ彼レヨリ平和ノ手段ヲ採リシト雖モ清國トノ関係ハ國際上既ニ至難ノ点ニ達シ其破裂ノ期殆ント熟セリ今日ノ場合彼ヨリ戦端ヲ開カサル可カラサルモノアリト雖モ亦事宜ニ依リ我ヨリ先ンスルコトアル可シ実ニ其情勢間ニ髪ヲ容レサルノ感アリ宜シク前回ノ喩示ト照合シ貴官始メ部下一般倍ノ勇気ヲ奮起シ忠勤セラレンコトヲ切望ス」⁽³⁶⁾と述べて清国に対する態度即ち開戦企図が誤解を生じないよう配慮している。

あとに残つたものは、國家としての正義を確立して戦闘を開始するための「契機」・「機会」を如何に捉えるかとのみとなり、七月十八日には艦隊を常備及西海の二艦隊に編成し、これを十九日艦隊に通知して海軍の開・戦闘準備は完了し、大本營からの攻撃命令が発出されたわけである。

なお、日清戦史編纂室日記⁽³⁷⁾によれば七月十八日の項に「この日宮中において重要な会議を開かる」とあるが、この記述を裏付ける史料の発見には至つていない。

三 陸海軍の情報活動

(一) 海軍の情報活動と高陸号事件

海軍について言えば、連合艦隊は出港以前に清国に関する有効な動態情報と、戦闘開始、戦闘の方法等について國際法の許容する範囲等に関する知識等を確認していた。

東郷平八郎艦長を一躍有名ならしめた高陸号事件に関しても、豊島沖海戦もその好例である。これを要するに東郷艦長は全く予期せぬべきごとに對して「咄嗟の判断」のみで高陸号事件に対処したわけではなく、十分検討した結果「冷静な判決」を下したといえる。換言すれば、事前の情報戦の結果による勝利といえよう。

つまり、清国側による英國籍運送船の使用情報と対処案であり、海軍省は「支邦ハ英國運送船三艘ヲ雇入レ天津仁川間ヲ往復セシムルヤノ報知アリ若シ此汽船英國商船旗ヲ掲ゲ支邦兵ヲ運搬セハ

砲撃ヲ為サス宜シク他ノ手段ヲ採リ兵員捕獲ヲ為スヘシ注意迄申送ル 廿七年七月廿日 海軍大臣 常備艦隊長官宛」と明確に指示している⁽³⁸⁾。

さらには七月二十二日午前二時に、山本権兵衛主事から艦隊參謀長鮫島大佐あてに「敵艦ヲ欺ク為メ中立國ノ旗章ヲ掲テ進航シ急ニ我軍艦旗ニ引換ヘ砲撃ヲ始ムルハ今尚ホ國際上是認シ居ル由シ注意迄申送ル」との電報も発信されているが⁽³⁹⁾、正しく智謀山本の面目躍如であり、「法の範囲」であらゆる手段を尽くさせ、かつ、清国側からの不意打ち防止に苦心していた様子が見える。

「明治二十七 朝鮮國派遣中特別書類 連合艦隊司令長官」⁽⁴⁰⁾綴には、「清兵乗組ニ商船コーシン号打沈メタル始末 商船ハ英旗ヲ掲グ」と題した七月廿六日付の常備艦隊司令長官あてた東郷艦長の報告文書があり、同船の発見、尋問、同船の不服従、攻撃・撃沈した顛末が述べられている。東郷大佐は同報告書の中で、「：午後一時半沈没セシメタリ暫時ニシテ清兵ヲ打ツ為メ「カッターナー」武艘ヲ下シ暫クニシテ帰艦セリ其時商船ノ船長及第一メート二名（英人）又按針手一名（西班牙人）ヲ援助シ連レ帰レリ：」と述べている。

しかし、絶対に敵に回してはならぬ英國の商船旗を掲げた運送船を撃沈した旨の報告を受け取った海軍当局、政府当局が大きな危機感を抱いたのは当然であった。

しかも、「國際法遵守」は明治政府が各国に対し繰り返し表明し

てきた表看板でもある。

伊藤博文首相から山本經由西郷海軍大臣に宛てた七月二十八日付の書簡写によれば「八重山艦帰航之上ハ戦闘之模様明細ニ報道可有之ト存候得共先以至急ニ詳知仕度儀ハ只今御直話ニ及候英國ノ旗章云々ト果シテ千五百人ノ清兵ヲ積載居リシカ運遭船ニ乗組居リタル英人ハ二名ノミニシテ沈没ノ際死亡セシモノハ無之力又兵士ハ不残沈没溺死セシカ至急御電報ニテ御聞合相成度候傍ラニ聞ク所ニ拠レハ右運遭船ハ兵隊ヲ搭載シタルニアラスシテ石炭ヲ積込ミ居レリトノ説モ有之頗不堪懸念候間前条逐一至急ニ承知仕度候萬一英國ヨリ照会シ来ルヲ待候時ハ全体ノ不利益ト相成不容易ト存候為其至急如斯頓首 七月廿八日午後五時三十分 博文」⁽⁴¹⁾と状況報告を求め、西郷海軍大臣は八重山艦長に対しても、「戦争模様報告スベキ」電報を発信し、八重山艦長は二十九日午前二時四十五分発（八時五十四分着）の西郷海軍大臣宛電報で細部を報告している⁽⁴²⁾。

開戦前まで陸軍大学校講師を務め國際法を講義していた有賀長雄博士が、その著書『日清戦役國際法論 全』⁽⁴³⁾に述べたように、浪速と高陞号との出会い時点で「自國正当防衛ノ為ニ萬止ムヲ得サル所」という法的主張が國際的に認められ、結局撃沈そのものは國際法上合法行為と認定された。これが後日の「東郷神話」が生まれる端緒となつた高陞号事件の実情である。

(二) 収集活動

前項で述べた情報分析・判断の情報源は天津に勤務する神尾陸軍少佐、北京の小村寿太郎臨時代理公使等外務省を含めた外国駐在員が主体であつた。さらに、清国在住の外人探偵による貿易情報が北洋水師の戦備・後方等について大きな役割を果たした。これは、駐在武官等の引き上げを予想し、これに代わる情報源を開拓しようとする海軍の試みであつた。

東京在住の英国人ゼーモスが情報収集網構築のために選定されたのは、六月十三日には既に海軍大臣面謁を果たしていることから、おそらく六月初旬であつたろうと推察される。

外人探偵の使用にあたつては、海軍大臣外務大臣がわざわざ面謁を与えるという念の入れ方であり、この時、ゼーモスによつて組織された各地の諜報員は国外のみならず国内にも慎重に人を配置し保全に努めたことは情報活動の基本にかなつてゐる。六月二十九日には通信網が完成し、かつ清国海軍による弾薬類の大量発注という情報を入手している。

定遠鎮遠用の砲弾の大量発注という重要な貿易情報を入手したゼーモスは天津から別電で報告しているが、六月十六日付の井上敏夫少佐からの報告⁽⁴⁴⁾に二十四年末現在の清国北洋艦隊各艦の弾薬定数表を入手していること、同じく井上少佐の七月四日付報告の「丁汝昌ノ請求ニヨリ軍械局ヨリ支給シタル大小砲弾薬等ノ本数」⁽⁴⁵⁾から北洋艦隊の弾薬在庫量推定等の分析が行われ、弾薬

等の輸入情報を得たことにより北洋艦隊の戦備が必ずしも十分でないと判定したことは想像に難くない。

「品川ゼーモス」等に対しては、後日報酬金及び電報代として七千円という巨額の現金が支給されているが、清国がドイツに行つた弾薬の注文情報だけでもこの金額に見合う情報効果はあつたものと思われる。このゼーモスは情報網を構築して帰国後の七月十二日に伊藤海軍次官と面会し、細部報告を行つており、海軍としてもある程度情報入手に関する確信を持っていた可能性が高いと見て間違いないものと思われる。

その他に有効な情報源となつたものの一つに買収・獲得があつた。六月十一日天津に到着した井上少佐から清国派兵関連の電報、書簡、数通を入手し軍令部長に送付されている。井上がどのようにして人脈を築いたか不明であるが、彼が清国人を買収して情報を入手していくことは後日の報告からも明らかであり、この日の報告がその最初のものであつた。このような「獲得」は東京に於ける佐藤愛麿外務省電信課長による清国通信暗号解読に先立つものであり、海軍の情報努力が理解できる。

また六月二十日井上少佐は使用している「清国人密報者劉から朝鮮関連情報がなく、さらに重利を送つて収集する」旨の報告と李鴻章から葉志超宛訓諭及び軍械所等宛の訓令等を軍令部長宛報告してきた。これら情報により、清国軍の増派が確認されたようであり、さらに、六月二十一日には十六日付葉志超発電等が軍令

部長に報告され、葉志超は「前進スルニ由ナクニ中堂ノ示諭ヲ俟チテ進退ヲ定ムヘシ」⁽⁴⁶⁾の状況であることが確認された。

(三) 連続情勢判断と対英警戒

捕虜尋問、押収書類等からかなり精密な情報分析・評価が実施され、連續情勢判断に寄与していたものと推定される。一例を挙げれば英國の動向に関する判断であり、当初から開戦の可否を判断する上で重要なものであったことは言うまでもない。

開戦直前になつて通商航海条約の改正はあつたものの対英信頼感は希薄であつた。

大島旅團の朝鮮到着当初から、仁川に於ける英外交官の嫌がらせ等が頻発し、これに対し、混成旅團參謀長長岡外史は「東洋ノ平和ノタメニハ清國ヲ討ツ前ニ英國ヲ討タネバ……」と川上參謀次長に対する報告文書に記し⁽⁴⁷⁾、極東艦隊司令官フリマントルの連合艦隊に対する妨害行動、即ち、日本側の奇襲部隊に対する夜間の礼砲発射、運送船に対する探照燈照射による威嚇行動、日本艦隊の集合海域に関する清国に対する偵察情報の供与、高陞号船長等の引渡請求に見られる権限外要求等の中立違反と見られる行動について伊東祐享長官は業を煮やしていた。

これらの英國による中立違反行動は、「威海衛押収資料」⁽⁴⁸⁾で少なくとも四回、通信傍受または獲得文書等により少なくとも五回、少なくとも合計九回の英國の中立違反が鮮明になつたことから、陸海軍人の間に、対英不信感を醸成した可能性があるものと

見られる。

もともと陸海軍の対英警戒感は日清戦争開戦以前には極めて顕著であり、古くは福島安正は「單騎遠征報告總論」において「英国外交は困難には立ち向かわざ妥協によつて処理し、最終的に自国の権益を確保する国家である」⁽⁴⁹⁾ことを述べ、開戦前年には國家の軍事最高責任者である參謀總長が明治二十六年三月廿三日仏、獨、朝鮮に派遣される公使館付武官に宛てた參謀總長特別訓辭⁽⁵⁰⁾には時の対英警戒感を如実に表す文言が示されている。

この姿勢は新たに日英通商航海条約が改訂された後にも貫かれ、二十七年八月に台灣作戦が討議された際にも、大本營參謀官の意見書中に台灣作戦の必要性の理由として、「露國ニ次テ侵略ノ政策ヲ逞フシ東亞ノ平和ヲ攪亂スルノ虞アルモノハ英國ナリ而シテ香港ハ其禍心ヲ包藏スルノ地タリ故ニ能ク之ヲ掣肘シテ其跳梁ヲ制スルニ足ルノ要地ハ澎湖嶋ノ外優レタ他ニ求ムル能ハサルナリ」⁽⁵¹⁾というものが述べられている。

このような事態に対し、外務の企図を十二分に把握していた西郷海軍大臣、川上次長等の政・軍中央が敵に回してはならぬ英國の行動について的確な情勢判断を行い、現地をなだめる等の現実的施策を実施していたことは注目すべきであろう。

(四) 陸軍の情報活動等

陸海軍の情勢判断を支えた軍固有の情報組織については、「參謀本部歴史草案」⁽⁵²⁾等に述べられているほか、武官の配置を含め

てかなりの先行研究があるので省略するが、前に述べたとおり多量の情報が天津駐在武官等から寄せられていたことは周知のことおりであり、軍固有の情報収集網が有效地に機能していたことは明らかである。

また、陸軍は編纂課長福島安正中佐をいち早く朝鮮現地に派遣して情報収集・情勢の確認を行った。福島は当時の大陸・半島情勢に関して陸海軍を通じて第一人者であり、しかも編纂課長職にあって兵要地誌資料等を統括する責任者であつた。いわば中央情報システムの運用責任者自身が現地情報の収集と分析に出向いたわけであり、陸軍の熱の入れようと彼に対する信頼感を見て取れる。

日清戦争に係るもう一つの主要情報源は在外外交官であった。

『日本領事報告の研究』⁽⁵³⁾によれば、当時朝鮮及び清国に派遣されていた外交官は、いずれもそれ以前に欧州方面等に駐在経験を有する熟練者達であつた。これは外務省当局の隣邦重視を表すものとして重要なばかりでなく、それぞれが地域を見る眼を持つていたことも確かなことである。

日清戦争の勝因の一つには、このような卓越した情報活動の存在が挙げられよう。

おわりに

簡単に総括すれば、日清戦争では大本営という統括組織の下に

確な情報の統合処理が日清戦争においては極めて適切に行われたといふことである。また、第三国つまり英國からの情報漏洩等に対しても、憤る現地軍をなだめる中央の姿勢が見られ、各種情報を的確に判定した情勢判断に基づいた軍事・外交施策が推進されていた。

情報・情勢判断の注目点を列挙すれば、

- 組織間の共同と情報の統合

- 大本営～陸海軍間の円滑な報告・通報

- 外務情報の的確な処理

- 現地高級指揮官と情勢認識を共有
現地からのフィードバック活動

- 第三国からの漏洩も意識

- 先進的な情報網の有効性

- 通信傍受

- 民間情報の積極利用

ということができる。また、日清戦争そのものを総括してみれば、

① 日清開戦は日本側の手によるものであり、坪井少将は忠実な命令の実行者であつた。

② 日本は、主として海軍戦備から七月下旬まで開戦は不可能であつたが、情報戦の勝利により緒戦に勝利し、終始優位を保ち得た。

③ 作戦大方針に少なくとも甲・乙の一號が存在したが、陸軍

の軍事的目標は朝鮮半島の占領であつた可能性が高い。

と言えよう。

註

- (1) 第一局第二部「臨時事変ニ関スル書類綴」(防衛研究所図書館藏)。
- (2) 「明治二十七八年戦時書類一」(防衛研究所図書館藏)。
- (3) 「明治廿七八年戦史編纂準備書類二」(防衛研究所図書館藏)。
- (4) 參謀本部「明治廿七八年日清戦史」(防衛研究所図書館藏)。
- (5) 同右、第一巻、一六一頁。
- (6) 海軍軍令部「秘 廿七八年海戦史卷一 戰紀 第一編朝鮮役」(防衛研究所図書館藏)。
- (7) 同右、「付表及付図第八号」。
- (8) 信夫清三郎『増補日清戦争』(南窓社、一九七〇年) 四八八頁。
- (9) 有終會『戦袍餘薰・懷舊錄 第一輯増補 日清戦役の巻』(有終會、一九二六年)。
- (10) 中塚明『日清戦争の研究』(青木書店、一九六八年) 二二六頁。
- (11) 林楽知『中東戦紀本末』(博文館、一八九八年)
- (12) 王芸生『日支外交六十年史 第二卷』(建設社、一九三三)
- (13) 岡義武『明治政治史II』(岩波書店、一九九二年) 二九頁。
- (14) 常備艦隊司令長官「旗密書類」(防衛研究所図書館藏)。
- (15) 「明治二十七八年戦史編纂準備書類 第十二」(防衛研究所図書館藏)。
- (16) 「明治二十七年 大本營副官部 着電綴 (三)」(防衛研究所図書館藏)。
- (17) 海軍大臣官房「山本伯実歴談 海軍参考史料」(一九二七年) 一〇八頁。
- (18) 前掲、海軍軍令部「秘 廿七八年海戦史」
- (19) 前掲「旗密書類」。
- (20) 同右。
- (21) 前掲「明治二十七八年戦時書類一」。
- (22) 有賀長雄『日清戦役國際法論 全』(哲学書院、一八九六年) 三四頁。
- (23) 高橋作衛『戦時國際法理先例論』(有斐閣、一九〇四年) 一五頁。
- (24) 高橋作衛『戦時國際法要論』(清水書店、一九〇五年) 四八頁。
- (25) 前掲「明治二十七八年戦時書類一」。
- (26) 前掲「臨時事変ニ関スル書類綴」。
- (27) 東亞同文会編『対支回顧録』(原書房、一九六八年) 六五

三頁。

(28) 東半球協会「川上操六征清意図並に荒尾義行復命書」(「東

半球資料第十六號」、防衛研究所図書館藏)。

(29) 「日清戦役ノ前後」(国立国会図書館憲政資料室藏)。

(30) 前掲「明治二十七八年戦時書類一」。

(31) 前掲「戦史編纂準備書類二」。

(32) 前掲「明治二十七八年戦時書類一」。

(33) 同右。

(34) 高橋秀直『日清戦争への道』(東京創元社、一九九五年)

四九〇頁。

(35) 前掲「明治二十七八年戦時書類一」。

(36) 同右。

(37) 「日清戦史編纂室日記」(防衛研究所図書館藏)。

(38) 前掲「戦史編參準備書類二」。

(39) 同右。

(40) 「明治二七 朝鮮国派遣中特別書類 連合艦隊司令長官」

(防衛研究所図書館藏)。

(41) 前掲「山本伯実歴談」四一三頁。

(42) 前掲「着電綴(三)」。

(43) 前掲有賀『日清戦役國際法論 全』三六頁。

(44) 「日清戦史稿本 軍令部設計 謀報」、「明治二十七八年戦

時書類十四」(防衛研究所図書館藏)。

(45) 同右。

(46) 同右。

(47) 「混成旅団参謀報告」(防衛研究所図書館藏)。

(48) 「威海衛押収資料」(防衛研究所図書館藏)。

(49) 福島安正「單騎遠征報告總論 第一」一三頁(防衛研究所

図書館藏)。

(50) 「参謀本部歴史草案」(防衛研究所図書館藏)。

(51) 「日清戦史第一草案第十六編七十二章」(福島県立図書館

蔵)。

(52) 前掲「参謀本部歴史草案」。

(53) 角山栄編著『日本領事制度の研究』(同文館出版、一九八

六年) 四八一~五〇六頁参照。